

まんのう町告示第 110 号

下記の書類について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及びまんのう町税条例(平成 18 年条例第 55 号)第 18 条の規定により公示送達する。

当該書類は、税務課において保管し、送達を受けるべき者から申出があったときは、いつでも交付する。

なお、当該書類を受領しない場合において、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされる。

令和 8 年 7 月 13 日

まんのう町長 栗 田 隆 義

記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称
令和 8 年度町民税・県民税・森林環境 税更正（決定）通知書	VO THI MY HUONG
	VUONG NGOC NHU QUYNH